○関東地方整備局告示第二百三十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年四月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月十八日　関東地方整備局長　深澤　淳志

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十七号	桶川市大字川田谷字大平五一五七番一から同市大字川田谷字諏訪北六七七五番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年四月十八日

○関東地方整備局告示第二百三十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年四月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月十八日　関東地方整備局長　深澤　淳志

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十八号	東御市滋野字小原乙二四九六番二地先から同市滋野字牧家二二四七番三地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局長野国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年四月十八日

○関東地方整備局告示第二百三十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年四月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月十八日　関東地方整備局長　深澤　淳志

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十八号	長野県埴科郡坂城町大字坂城字四反田九五八六番二から同町大字坂城字四反田九六六五番一地先まで	関東地方整備局及び同局長野国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年四月十八日

○北陸地方整備局告示第六十五号

次のように道路の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年四月十八日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月十八日　北陸地方整備局長　野田　徹

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
日本海沿岸東北自動車道	村上市南新保字抜田三六二番から同市猿沢字上野堺四九八番一まで	北陸地方整備局及び同局羽越河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年四月十八日

○中部地方整備局告示第百二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年四月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月十八日　中部地方整備局長　八鍬　隆

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
三重県三重郡朝日町大字小向字白部子四一番一から四日市市采女町字清水二九九八番一八まで	前	九・六〇～一二・〇〇メートル	一七・四三一キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A 九・六〇～一二・〇〇メートル B 九・五〇～一七・〇〇メートル	A 一七・四三一キロメートル B 一一・六八八キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局三重河川国道事務所

○四国地方整備局告示第四十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十六年四月十八日

四国地方整備局長　三浦　真紀

第1　起業者の名称　徳島県

第2　事業の種類　県道川内大代線改築工事（加賀須野橋工区・徳島県徳島市川内町加賀須野地内から同県板野郡松茂町広島地内まで）

第3　起業地

1　収用の部分　徳島県徳島市川内町加賀須野地内、徳島県板野郡松茂町広島字浜ノ須及び字南ハリ地内

2　使用の部分　徳島県徳島市川内町加賀須野地内、徳島県板野郡松茂町広島字浜ノ須及び字南ハリ地内

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、徳島県徳島市川内町加賀須野地内から同県板野郡松茂町広島地内までの延長619mの区間（以下「本件区間」という。）における「県道川内大代線改築工事（加賀須野橋工区）」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第2号の要件への適合性

県道川内大代線（以下「本路線」という。）は、道路法第7条の規定により徳島県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定により徳島県が道路管理者であることなどから、起業者である徳島県は本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第3号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

本路線は、徳島県徳島市川内町を起点とし、板野郡松茂町を経由して鳴門市大津町に至る延長8.9kmの一般県道である。

本路線は、鳴門市及び板野郡松茂町と徳島市を結び地域住民の通勤・通学等の日常を支える生活基盤道路であるとともに、本路線と並行する一般国道11号を補完する役割を有し、また、県道鳴門徳島自転車道の一部を担っている。

しかしながら、本路線のうち、本件区間に対応する本路線（以下「現道区間」という。）は、歩道等が整備されていないことから、歩行者及び自転車通行者（以下「歩行者等」という。）は車道への通行を余儀なくされている。これに加えて、一部区間は最小幅員が約4.7mと車道幅員の狭小な2車線道路となっており大型車のすれ違いに必要な道路幅員が確保されていないことから安全かつ円滑な交通に支障をきたしている状況にある。

また、本路線のうち、徳島市川内町と板野郡松茂町の間に流れる一級河川今切川に架かる加賀須野橋（以下「現橋」という。）は、今切川上流周辺地にある公共岸壁や工場群への資材運搬等を行う船舶の航路上に架橋されており、船舶の通行時には橋の一部が跳開する可動橋となっている。可動橋部分には、信号規制された1車線の交互通行区間があり、朝夕のラッシュ時間帯には頻繁に交通渋滞が発生している。